

市庁舎敷地内におけるキッチンカー等出店事業募集要項（実証実験）

1 目 的

市庁舎敷地内の余剰スペースを活用し、キッチンカーおよびテント（露店形態）等（以下、「キッチンカー等」という。）の出店による地域の賑わい創出や新たなビジネス機会の可能性を検証するため、実証実験を行い、利活用の可能性を調査する。

2 概 要

（1）場所

富士市永田町1-100

富士市役所庁舎東側芝生広場ほか（別紙配置図参照）

参考：職員数：約1,150人 来庁者数：約1,000人／日

（2）出店形態

①キッチンカー等による飲食物の販売。

②車両以外にも、区画内での看板・のぼり旗等の設置を可とする。

（3）使用許可面積

A区画（2区画）：幅5m×奥行4.5m＝22.5㎡（キッチンカー又は露店形態）

B区画（1区画）：幅4.2m×奥行3m＝12.6㎡（露店形態のみ）

（4）事業実施期間

令和8年8月から令和9年3月まで。

（5）出店可能日時

土・日曜日、祝日及び年末年始を除く日の午前10時00分から午後4時00分まで（準備・片付けを含む。）

ただし、職員および来庁者のランチ需要に対応するため、午前11時00分から午後1時30分は必ず営業すること。

（6）使用料

「富士市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」に基づき算出した使用料を納付する。ただし、実証実験期間は、無料とする。

（7）その他

・出店に要する費用は事業者負担とする。

3 応募資格

（1）キッチンカー等による飲食物の移動販売または飲食店営業者。（個人・法人・団体）

（2）キッチンカー等の営業に必要な食品衛生責任者を配置していること。

（3）食品衛生法に基づく富士市での営業許可を有し、その他営業を行うにあたり有効な必要許可をすべて有すること。

（4）出店者と営業許可名義人が同一であること。

（5）申請時点において、税金の滞納がないこと。

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定

する暴力団、指定暴力団等（それに類似する組織を含む。）及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

※ 上記に該当していないか、富士警察署への照会を行う。

- (7) PL保険（生産物賠償責任保険）又はそれに準ずる保険に加入していること。
- (8) 破産手続開始決定を受けている場合は、復権していること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていないこと。
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていないこと。
- (11) キッチンカー等の営業等に関して、過去に取消処分を受けていないこと又は取消処分を受けたが当該処分に至った事由が改善されていること。

4 許可条件

- (1) 発電機や火気使用時は消防署等の指導に従い、消火器の設置等必要な措置を講じること。
- (2) キッチンカーでの出店をする場合、次のとおり安全管理を徹底すること。
 - ①自然発車を防止するに足る性能を有する輪留めを用意し、駐車するときに適切に取り付けること。
 - ②車両移動の際には、周囲の確認や近くの方への声掛けを行うこと。
 - ③車両の移動、駐車及び看板等の設置の際、来庁者や通行人等に影響を及ぼさないこと。
- (3) 衛生面等について、次のとおり安全管理を徹底すること。
 - ①出店の際は、保健所からの営業許可証を掲示し、原則、食品衛生責任者が常駐すること。
 - ②衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- (4) 出店・食品及び販売行為による事故・苦情に対して、賠償責任はすべて出店者が負うこと。
- (5) 検証の参考とするため、出店後1週間以内に来店者数および売上について実績報告（第1号様式）をすること。
- (6) 本要項に定めるほか、関係法令を遵守し、市長の指示に従うこと。

5 使用制限

- (1) 来庁者、通行人及び近隣住民等に影響を与える行為、敷地内を歩きながらの販売、チラシの配布、拡声器等を使用した呼び込み並びに大音量での音楽の再生等は禁止とする。
- (2) 各店舗でゴミ箱を設置し、自店の販売により発生したごみはすべて持ち帰ることとし、庁舎内のごみ箱の利用及び敷地内への投棄は禁止とする。また、営業終了後は周辺清掃を必ず行うこと。
- (3) 庁舎（敷地内設備を含む。）の電源及び給排水設備は使用不可とする。
- (4) 敷地内は全面禁煙とする（加熱式たばこを含む。）。
- (5) 許可区画外の使用（のぼり旗等の設置を含む。）、駐車等は禁止とする。ただし、作業等のため一時停車が必要な場合は、市が指定する場所を使用すること。
- (6) 酒類および市長が不適切と認める物品の販売は禁止とする。
- (7) キッチンカーを出店する場合は、芝生への影響に配慮すること。

6 使用許可の取消し

- (1) 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取消すことがある。なお、使用許可の取消しにより、出店者に損失が生じて、市は補償しない。
- ①本要項に記載する内容に違反していると判明したとき。
 - ②出店場所を第三者に使用させ、又は転貸したとき。
 - ③市が出店を不適当と判断し、協議後も改善が見られない場合。
- (2) 前項の規定により使用許可を取消された者については、以後の出店を認めない場合がある。

7 出店手続

(1) 出店申込

- ①出店の申し込みは月ごとに取りまとめる。
- ②出店を希望する場合は、前月の1日から10日までの間に必要書類を提出すること。
(土・日曜日、祝日および年末年始を除く。)
- ③事前に出店スペースの確認を希望する場合は、現地確認が可能。ただし、詳細を確認する場合は事前に担当部署へ連絡すること。

(2) 提出書類

- ①チェックリスト(第2号様式)
- ②出店申込書(第3号様式)
- ③誓約書(第4号様式)
- ④行政財産の目的外使用に関する申請書(第5号様式)
- ⑤代表者および役員、従事員名簿(第6号様式)
- ⑥法人登記簿謄本または住民票(3か月以内のもの)
- ⑦営業許可書等の写し、営業資格等の写し
- ⑧食品衛生責任者証の写し
- ⑨PL保険(生産物賠償責任保険)等証書の写し
- ⑩車検証の写し(キッチンカー出店の場合)
- ⑪納税証明書

市税完納証明書もしくは納税証明書

※個人・法人を問わず、課税されている税金を納付していることが確認できる証明書を提出ください。

※証明書は、住所のある自治体または事務所等の登録がある自治体で取得できます。

- ⑫出店状態が分かる写真(チラシ等の代用可)
- ⑬主なメニューや価格が記載されたパンフレットまたは資料

(3) 提出先

- ①宛先 〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地 富士市 財政部 資産経営課
- ②電話番号 0545-55-2723
- ③Eメール za-shisankeiei@div.city.fuji.shizuoka.jp

(4) 提出方法

- ①メールまたは窓口への持参にて提出。なお、メールは、送信後に電話で受信確認すること。

と。

②窓口での受付は、9時00分から17時00分まで。（土・日曜日、祝日および年末年始を除く。）

③提出された書類は返却しないものとし、必要に応じて訂正や追加を求める場合あり。

④2回目以降の申込みの場合は、(2)提出書類⑤から⑫までの書類の提出は省略可とする。

ただし、⑤から⑫までの書類に変更が生じた場合は、改めて該当の書類を提出すること。

8 日程等の調整

出店希望が区画数を超える場合は以下により出店調整を行う。

(1) 下記に該当する者は、優先して出店の権利を与える。

- ・個人事業主は市内に店舗を構えていることまたは市内在住であること。
- ・法人は代表者が市内在住であることまたは主たる営業所の所在地が市内であること。

※複数の申し込みがあった場合は、申込順に出店者を決定する。

(2) 出店品目が重複する場合は、日程調整を行う場合がある。

(3) 公用および公共用に供することとなった場合は、日程変更を行う場合がある。

(4) 出店者の決定については、出店日の約2週間前に許可証を郵送もしくはメールにて通知する。

9 情報発信・情報収集

(1) 出店者は、出店日時、販売品目等の出店情報について、ウェブサイトやSNSで積極的に情報発信を行い、集客に努めること。

(2) 出店情報に変更が生じた場合などの情報発信にも努めること。

(3) 情報発信のほか、利用者からの意見等の情報収集にも努めること。

10 その他

(1) 出店スケジュールおよび出店者情報は、本市のウェブサイトやSNSで公開する。

(2) 出店の様子をSNSで公開する場合がある。

(3) 荒天時の中止判断は、出店者が行い、市へ速やかに報告すること。なお、市が事故防止・安全確保の観点から危険と判断し、中止とした場合決定に従うこと。この場合、準備等に要した費用は事業者負担となり、本市からの補償は一切行わない。

(4) 市は、売上に関して補償を行わない。

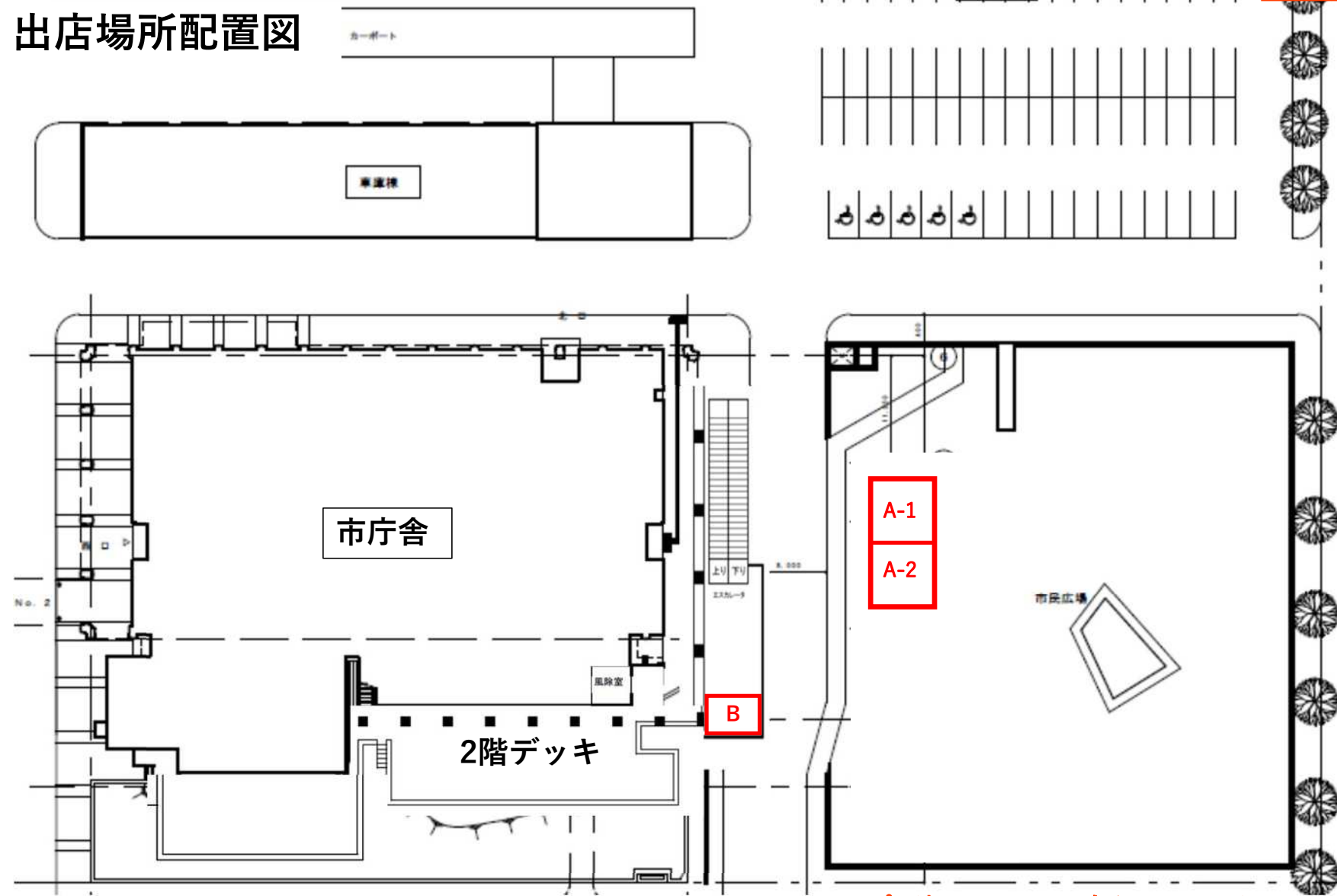
11 問い合わせ先

富士市資産経営課 管財担当

電話番号 0545-55-2723

メール za-shisankeiei@div.city.fuji.shizuoka.jp

出店場所配置図



A区画：22.5㎡（幅5.0m×奥行4.5m）
 B区画：12.6㎡（幅4.2m×奥行3.0m）